

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
高齢者・障害者住宅整備資金調査委員会規程

(目的)

第1条 高齢者・障害者住宅整備資金にかかる調査委員会(以下「委員会」という)について定めるものとする。

(事務)

第2条 委員会は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会会長(以下「会長」という)の諮問に応じて、資金の貸付に関し次の各号に掲げる事項を調査審査し、又はこれらの事項に関し、会長に意見を具申するものとする。

- (1) 借入申込書及び調査書等に関する事項
- (2) その他会長が付議することを必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は委員6名以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、民生委員、社協関係者及び学識経験者の中から会長が委嘱する。

第4条 委員会に委員の互選による委員長、副委員長1名をおく。

- 2 委員長は会務を統括する。
- 3 委員長事故あることは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は必要の都度会長が召集する。

(委員会)

第7条 委員会は委員総数の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は社会福祉法人西海市社会福祉協議会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月7日に制定し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月26日に改正し、平成21年10月1日から適用する。